

# 社団法人 刈谷労働基準協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、社団法人刈谷労働基準協会(以下「本会」という。)と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、事務所を愛知県刈谷市高松町1丁目29番地に置く。

### (目的)

第3条 本会は、労働行政の官庁と緊密な連携のもとに、関係法令の普及徹底をはかり、あわせて会員相互の連絡と協力によって、労働条件の改善、労働能力の増進、労働者の福祉の向上、その他必要事項を行なうとともに、産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 労働基準法、労働安全衛生法、その他労働関係諸法令の普及
- (2) 産業安全、労働衛生に関する研究および指導
- (3) 賃金、労働時間、その他労働条件の改善に関する研究および指導
- (4) 労務管理の合理化、労働能力の増進等に関する研究および指導
- (5) 労働災害補償制度に関する研究および指導
- (6) 前各号についての講演会、講習会、研究会等の開催
- (7) 労働安全衛生法に定める技能講習、特別教育及び能力向上教育の実施
- (8) 労働者の福祉向上に関する事業
- (9) 優良事業場および優良従業員の表彰
- (10) 機関誌の発行
- (11) 関係官庁に対する協力および関係諸団体との連携
- (12) その他、本会の目的達成に対する必要な事項

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同して入会した労働基準法の適用事業場、その他の団体および個人とする。

### (会員の権利義務)

第6条 会員は、本会の事業活動について、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負うものとする。

### (会費)

第7条 会員は、総会の承認を得て別に定める会費規定により会費を納入しなければならない。  
2 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

### (入会)

第8条 本会の会員となるには、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (退会)

第9条 会員が退会するときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。  
2 次の場合には退会したものとみなす。

- (1) 死亡または解散したとき。
- (2) 会費を1年以上にわたって納入しないとき。
- (3) 第10条の規定により除名されたとき。

### (除名)

第10条 会員で、本会の定款その他の規則を遵守せず、または本会の名誉をき損する行為があったときは、総会の決議をもって除名することができる。

#### (会員名簿)

第11条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に備え付ける。  
2 会員名簿は、会員に異動があったことを知った都度、これを訂正する。

### 第3章 役員

#### (役員の種別および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	5名
専務理事	1名
常任理事	15名以内(正副会長を含む)
理事	40名以内(正副会長、専務理事、常任理事を含む)
監事	3名以内

2 前項の役員(監事を除く)は民法上の理事とする。

#### (役員を選任)

第13条 第12条の理事および監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、理事のうち2名までは会員外から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事、常任理事は理事の互選により、これを選任する。

#### (役員職務)

第14条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会長の命を受けて日常業務を処理する。

4 専務理事、常任理事は、常任理事会を組織し、会の重要事項について会長の諮問を受け、意見を述べ、また、建議することができる。

5 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

6 監事は、本会の業務および経理を監査し、その結果を総会に報告する。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、引き続きその職務を行なうものとする。

4 役員は、在任年齢を別に定める。

#### (役員解任)

第16条 役員が本会の名誉をき損し、または本会の目的に反するような行為があったときは、総会の決議により、これを解任することができる。

#### (報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には要した費用を補填することができる。

3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の要請に応じ総会、常任理事会、理事会、その他本会又は、支部に属する会に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会議

### 第1節 会議の種類

#### (会議の種類)

第19条 会議は、総会、常任理事会および、理事会とする。

### 第2節 総会

#### (総会)

第20条 総会は、通常総会および臨時総会とし、第5条の会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めるとき、または会員の4分の1以上、もしくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

#### (総会の招集および議長)

第21条 総会は、会長がこれを招集する。

2 総会の招集は、少なくとも総会の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時ならびに場所を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、便宜の方法をもって、これに代えることができる。

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

#### (総会の定足数)

第22条 総会は、会員総数の2分の1以上の会員が出席しなければ、これを開会することはできない。

#### (総会の表決権)

第23条 会員の表決権は、各1票とする。

2 総会に出席できない会員は、委任状をもって総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

#### (総会の議決)

第24条 総会の議事は、この定款の第50条から第52条までに定める場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (総会に付議する事項)

第25条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の事業計画および予算の決定ならびに変更
- (2) 事業報告および決算の承認
- (3) 剰余金の処分
- (4) 会費に関する事項の決定および変更
- (5) 役員の任免
- (6) 定款の変更
- (7) 重要な財産の処分
- (8) 会の解散
- (9) その他重要な事項

#### (総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の氏名(委任状を含む)
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の要領
- (6) 議事録署名者の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名者2名以上が記名押印

しなければならない。

### 第3節 常任理事会

#### (常任理事会の招集および議長)

- 第27条 常任理事会は、第12条の常任理事ならびに専務理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき随時に開催する。
- 2 常任理事会の議長は、会長があたる。
  - 3 常任理事会の招集は、少くとも開催日の5日前までに、会議の目的たる事項、日時ならびに場所を文書をもって通知する。  
ただし、緊急の場合はこの限りでない。
  - 4 常任理事会の定足数は、常任理事会構成員の過半数以上の出席を要する。

#### (表決権および議決)

- 第28条 常任理事会における表決権は、各1票とする。
- 2 欠席する場合、委任状をもって、表決権の行使を出席者に委任することができる。
  - 3 この場合、委任者は出席者とみなす。
  - 4 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (常任理事会に付議する事項)

- 第29条 常任理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 会長より諮問ありたる事項
  - (2) 会長に建議する事項
  - (3) 理事会より委任された事項

### 第4節 理事会

#### (理事会)

- 第30条 理事会は、第12条の理事をもって構成し、会長が必要と認めるとき、随時に開催する。

#### (理事会の招集および議長)

- 第31条 理事会は、会長がこれを招集する。
- 2 理事会の招集は、少くとも理事会の5日前までにその会議の目的たる事項、日時ならびに場所を記載した文書をもって通知しなければならない。  
ただし、緊急の場合は、この限りでない。
  - 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

#### (理事会の定足数)

- 第32条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、これを開会することはできない。

#### (理事会の表決権)

- 第33条 理事会における理事の表決権は、各1票とする。
- 2 理事会に出席できない理事は、委任状をもって理事会における表決権の行使を他の出席理事に委任することができる。  
この場合、委任した理事は出席したものとみなす。

#### (理事会の議決)

- 第34条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会に付議する事項)

- 第35条 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決により委任された事項

- (3) 事業の執行に関する事項
- (4) 部会についての必要な事項
- (5) 支部についての必要な事項
- (6) 顧問の委嘱に関する事項
- (7) 職員についての必要な事項
- (8) その他必要と認める事項

上記(1)～(8)の事項について、常任理事会にその審議を委任することができる。  
但し、その場合は、常任理事会の議決をもって理事会の議決とみなす。

#### (監事および顧問の出席)

第36条 監事および顧問は、常任理事会および理事会に出席して、意見を述べることができる。

#### (常任理事会、理事会の議事録)

第37条 常任理事会、理事会の議事録については、第26条(総会の議事録)の規定を準用する。

## 第5章 部会および支部

### 第1節 部会

#### (部会)

第38条 本会は、事業を遂行するため、次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 安全部会
- (3) 衛生部会
- (4) 労災部会
- (5) 教育部会

#### (部会の役員)

第39条 各部会にそれぞれ、次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 1名

部会幹事 若干名

2 部会長は、副会長のうちから、副部会長は常任理事のうちから、部会幹事は理事又は監事のうちから会長が委嘱する。

#### (部会役員の職務)

第40条 部会長は、部会を代表し、部会業務を総括する。

2 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 部会幹事は、部会長の指示を受けて部会業務を執行する。

#### (理事会への報告)

第41条 部会長は、部会の決議事項および議事の経過の要領を理事会に報告しなければならない。

### 第2節 支部

#### (支部)

第42条 本会は、会員相互の連絡を密にするために、支部を置く。

2 支部の組織および運営に関する事項は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

## 第6章 資産および会計

#### (資産の構成)

第43条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費

- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の運用管理)

第44条 本会の資産の運用および管理は、理事会の議を経て、会長がこれにあたる。

#### (経費の支弁)

第45条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

#### (予算および決算)

第46条 本会の毎年度の収入支出予算は、総会の承認を得て定める。

- 2 収入支出決算は、その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3 年度開始までに予算が成立しないときは、成立する日まで前年度の予算を基準として、事業を行なう。
- 4 本会に一般会計のほか、事業特別会計を設けることができる。

#### (剰余金の処分)

第47条 毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、総会の承認を得て、その全部もしくは一部を積立金、準備金または翌年度へ繰り越すことができる。

#### (会計年度)

第48条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事務局

#### (職員)

第49条 本会に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長1名、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。
- 3 事務局の運営に関する規定は、理事会の議を経て、会長が別に定める。

## 第8章 定款の変更

#### (定款の変更)

第50条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ変更することはできない。

## 第9章 解散

#### (解散)

第51条 本会は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得ることによって解散することができる。

#### (残余財産の処分)

第52条 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

## 第10章 雑則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 付則

#### (施行の時期)

1. この定款は、設立許可の日から施行する。

#### (入会手続の特例)

2. 本会設立当時における刈谷連合労働基準協会の会員は、第8条の規定により、本会に入会したものとみなす。

**(財産の承継)**

3. 本会設立当時における刈谷連合労働基準協会の財産は、これを承継する。

**(職員の給与の承継および勤務年数の通算)**

4. 本会設立当時における刈谷連合労働基準協会事務局職員の給与は承継し、その勤務年数は通算する。

**(会計の特例と事業計画の特例)**

5. 事業特別会計の収支予算は初年度についてのみ、総会の承認を経て、理事会が決定することを得る。

2 事業特別会計に属する事業計画についても初年度は前項の例による。

6. 初年度の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず昭和50年3月31日までとする。

